

改正

平成25年3月31日規則第21号

周南市男女共同参画推進員規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、周南市男女共同参画推進条例（平成16年周南市条例第7号）第10条第2項に規定する周南市男女共同参画推進員（以下「推進員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(推進員)

**第2条** 推進員は、10人以内とする。

2 推進員は、次に該当する者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第3条** 推進員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

**第4条** 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 男女共同参画を推進するための自主活動
- (2) 男女共同参画推進条例の普及啓発活動
- (3) 市が行う基本計画策定その他の施策への協力
- (4) 男女共同参画の推進に関する市民の意見、提言、苦情などの市への連絡

(報酬)

**第5条** 推進員の報酬は、周南市報酬及び費用弁償支給条例（平成15年周南市条例第38号）の定めるところによる。

(その他)

**第6条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、推進員と市が協議して定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規則第21号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。